

令和6年6月愛荘町議会定例会会議録

令和6年6月20日（木）午前9時00分開議

議事日程（第4号）

日程第1 議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~

- 追加日程第1 議案第39号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第2 議案第40号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第3 議案第41号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第4 議案第42号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第5 議案第43号 財産の取得につき議決を求めることについて
- 追加日程第6 議案第44号 損害賠償の額を定めることについて
- 追加日程第7 議案第45号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）

~~~~~

- 追加日程第1 議提第8号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
 - 追加日程第2 議提第9号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について
 - 追加日程第3 議提第10号 広報常任委員会閉会中の継続調査について
 - 追加日程第4 議提第11号 議員派遣について
-

出席議員（14名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 久保田 正利 君 | 2番 小 菅 久 宣 君 |
| 3番 中 川 喜代和 君 | 4番 澤 田 源 宏 君 |
| 5番 村 西 作 雄 君 | 6番 村 田 定 君 |
| 7番 上 田 太 治 君 | 8番 高 橋 正 夫 君 |
| 9番 外 川 善 正 君 | 10番 河 村 善 一 君 |
| 11番 瀧 すすみ江 君 | 12番 竹 中 秀 夫 君 |
| 13番 辰 己 保 君 | 14番 森 野 隆 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	杉本甚治郎君
教育長	徳田 寿君	教育次長 兼教育振興課長事務取扱	陌間秀介君
企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金、定額減税一体支援事業推進室長事務取扱	西川傳和君	総務政策監 兼会計管理者	生駒秀嘉君
福祉政策監兼健康推進課長事務取扱 兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱	木村美紀君	産業政策監 兼商工観光課長事務取扱	北川三津夫君
経営戦略課長	田中孝幸君	行革・DX推進室長 兼公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
人権政策課長	藤野知之君	くらし安全環境課長	山本拓也君
福祉課長	小林充周君	子ども支援課長	増居志穂君
農林振興課長	阪本 崇君	建設・下水道課長	羽田順行君
給食センター所長	中村誠司君	生涯学習課長 兼国スポ・障スポ推進室長	水谷徹也君

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書記 伊谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日、令和7年10月5日、6日、7日、26日に本町で開催されるわたS H I G A輝く国スポ・障スポアーチェリー競技の機運醸成のため、賛同いただける出席者においてオリジナルポロシャツを着用の上、出席していることを申し伝えておきます。

◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第1、議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例は、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、村西委員長。

〔総務産業建設常任委員長 村西作雄君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（村西作雄君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和6年6月20日、愛荘町議会議長、森野 隆様。総務産業建設常任委員会委員長、村西作雄。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により御報告します。

- 1、審査結果。議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例を原案可決。
- 2、審査経過。6月13日に総務産業建設常任委員7名の出席のもと、審査を行いました。質疑の主なものは、機能別消防団員の入団資格、活動内容、指揮系統についてであります。また、討論はありませんでした。採決の結果、賛成多数で、議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（森野 隆君） これより議案第35号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 7番、上田です。

入団資格の中で、基本団員として5年以上の経験またはこれに準ずる資格を有する者というのは分かるんですけども、その他団長が特に必要と認める者ということは、どのような方が該当されると思われませんか。

○議長（森野 隆君） 上田議員に申し上げます。

定款の議案審議の方法第8の本会議における付託議案の議事手続という中に、審査の経過と結果に対する疑義にとどめる。付託された議案に対して、提出者、これ委員長になるんですけども、委員長に質疑することはできないということですので、経過及び結果に対しての疑義にとどめることですので、今の質問は。改めて、7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 委員会の中でも申しましたが、その他団長が特に必要と認める者についてというのはどのようなものになるかということの質問を委員会の中でさせていただきました。その委員会の中でどのような回答があったのか、その経過を質問します。

○議長（森野 隆君） 村西委員長。

○総務産業建設常任委員長（村西作雄君） その他団長が特に必要と認める者というようにでの質問でありましたけれども、たしかこれについては……。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前9時07分

再開 午前9時08分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西委員長。

○総務産業建設常任委員長（村西作雄君） 失礼いたしました。その他団長が特に必要と認める者というのはどういうことかというような上田議員からの質疑が委員会でありました。これについては、常備消防というんですか、近隣の消防署に勤めておら

れて、そしてそのOBとなられた方については、消防の知識が有するので、町長がお願いする場合があるというような説明でございました。

失礼しました。その他団長が特に必要と認める者でありますので、団長が町内にお住まいで常備消防に行っておられて、そして退職された方は消防の知識を有しておられるというようなことでお願いする場合があるというような説明でありました。

以上です。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） それでは、さらに質問をさせていただきます。質問ではない、経緯。

基本団員として5年以上の経験またはこれに準ずる経験等を有する者ということについてとの違いについての質問をさせていただいたと思いますが、それについての経緯をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 再度、暫時休憩いたします。

休憩 午前9時10分

再開 午前9時10分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西委員長。

○総務産業建設常任委員長（村西作雄君） ただいまの上田議員からの基本団員として5年以上の経験またはこれに準ずる経験等を有する者というようなことについての経過の説明がありましたけれども、これについては、執行部のほうから答えていただきます。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） お答えいたします。

上田議員が御質問いただきました委員会における機能別消防団員の要件に関する内容でございます。機能別団員は職務を行うために、その資格といたしまして、基本団員と同じ資格を有する者、それに加えて5年以上の消防団の経験を有するということが1つの第1号で申します条件になっております。それと同等のということで、それは消防団そのものに属する期間というのが5年以上、そして、それと同等と認められ

る消防活動、これは常備消防でありましたり、そのほかの防災活動、そういったものを同等と認めるものが1号の内容でございます。

そして、第2号でございます団長が認める者、こちらにつきましても、消防団活動と同じ活動経験というのも1つございますが、機能別団員は、そのOB団員のみならず、消防長が申しますには、ドローンの部隊ですとか、広報の部隊ですとか、多様な働きを求められるのが機能別団員の本旨でございます。そういったところから、さらに情勢が変わりました後には、このOB団員だけでなく、ほかの機能を有する者、バイク部隊、ドローン部隊、山岳部隊、そういったところも意識したことによりまして、消防団の団長が認める者ということも含めて、そのように解釈しています。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 上田です。

条例は本来、町民と施行者側が結ぶ契約であります。その中に経験など、また、特に必要と認める者などという曖昧な文章があるということは、施行者側が任意に条例を解釈できるという具合に取ります。日頃より消防団員の方及びOB団員の方が町民の安全と安心のために大変な御尽力を頂いていることは毛頭心得ておりますし、感謝を申しておりますが、こういう曖昧な条例をつくると今後に禍根を残しますので、私は反対をいたします。

○議長（森野 隆君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（森野 隆君） お諮りします。ただいま議案7件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案7件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第1、議案第39号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育振興課長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） 議案第39号 契約の締結につき議決を求めることについて。

上記議案を提出し、議決をお願いするものでございます。

議案書1ページの中段を御覧いただきたいと思っております。契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。令和6年度繰越工事第2号、秦荘中学校管理教室棟大規模改造その他工事。

2、契約の方法。条件付一般競争入札。

3、契約の金額。1億6,475万8,000円。

4、契約の相手方。住所、滋賀県彦根市小泉町78番地の21。氏名、株式会社伊藤組代表取締役、奥田 秀でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第39号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号～議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第2、議案第40号 契約の締結につき議決を求めることについてから追加日程第4、議案第42号 契約の締結につき議決を求めることについてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） それでは、議案書2ページのほうをお開きください。議案第40号 契約の締結につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出させていただきます。

中段をお願いします。契約の締結につき議決を求めることについて、次のように変更契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。令和5年度工事第7号、愛荘町役場庁舎等リニューアル工事（給排水冷暖房工事）

2、変更契約の金額。変更前の契約金額9,275万2,000円。変更後の契約金額9,645万200円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子249番地。氏名、株式会社湖東工業所代表取締役、上林清作でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

議案第41号 契約の締結につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出させていただきます。

中段でございます。契約の締結につき議決を求めることについて、次のように変更経営請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めます。

1、契約の目的。令和5年度工事第8号、愛荘町役場庁舎等リニューアル工事（建築工事）。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額4億4,737万円。変更後の契約金額4億5,751万900円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県蒲生郡日野町松尾5丁目1番地。氏名、株式会社奥田工務店代表取締役、北川昭市。

議案書4ページをお願いします。

議案第42号 契約の締結につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出させていただきます。

中段、契約の締結につき議決を求めることについて、次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めさせていただきます。

1、契約の目的。令和5年度工事第9号、愛荘町役場庁舎等リニューアル工事（電気設備工事）。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額9,362万1,000円。変更後の契約金額1億874万7,100円です。

3、契約の相手方。住所、滋賀県草津市川原町132番地の4。氏名、株式会社中島電業所代表取締役、中嶋良典。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより議案第40号から議案第42号の質疑に入ります。質疑はありませんか。9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 議案第41号の点で少しお聞きします。

この変更契約の中身について、この議案書には明記されていませんが、どういふも

のがあるか教えてください。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

議案第41号の庁舎等リニューアル工事の建築工事に関係します主な変更内容について御説明させていただきます。

時系列的に申し上げますと、まず最初に今回、工事を実施するに当たりまして、新の保健センターのほうを新しく造るに当たりまして、その基礎を造るに当たりまして、地下のほうを基礎造りをさせていただいたところ、地下のほうから、過去より入ってありましたコンクリート殻等が出てきたということで、新たにコンクリート殻等の撤去をさせていただいたというものと、そしてまたコンクリート殻を撤去するに当たりまして、掘削しましたところ、やっぱり掘削するとどうしても地盤のほうが弱まってくるので、その部分の路盤のほうの改良工事で基礎のほうの路盤を強化させていただいたということもございます。

また、庁舎、別館棟と旧保健センターのほうで外壁等を少しやり直すに当たりまして、やっぱり外壁のほうに少しアスベストのほうが使用されていたということが分かりましたので、その辺のアスベスト対策工事、そして別館棟の外壁の塗り替え等の工事を追加させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 今お聞きしましたが、その3点だけですか。何かもう1つぐらい残っておりませんか。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） そのほかにもあって、主なものだけ、すみません。

もっとそのほか言わせていただきますと、別館棟のほうの、当初、備品のほう、備付けの部分で予定をしておりましたが、基本的な備品という部分の中で対応が可能ということで、その辺は当初の設計から見直しさせていただいて、作りつけではなくて市販の備品等のロッカー等で対応させていただいている点は、減額の要素等々でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 今のところがちょっと理解できないので再度お尋ねしますが、当初、備品、机とか椅子とかロッカー等を購入するのに、たしか1,700万やったかな。そのぐらい計上されていたというのが前回の3月議会の中でありました。それと同等のものであると思うんですが、買い方によって購入金額がおおむね800万ほど減額されるというのは、これどういうような、何ぼ建築の中でそれを購入するというても、それ単体で購入するとしても、そこまで金額に差異がつくかなど。どういうような手続を踏んで減額になったのか、もう少し、間違いではないと思いますが、詳しくちょっとお伺いします。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

先ほどもちょっと、建築のほうに入っているということは、建築の躯体のほうにロッカーとかを、棚等を作りつけとか建築工事内の中で作っていきます、造作していきますので、そうした面でいうと、その中で建築に係る経費の部分がかかってきます。

そうした中で、それを取りやめて、市販の備品的な棚等を購入して置いていくという、やっぱり市販のほうは流通の部分で多数作っておられる製品がそこに当てはまるようであれば、コスト単価も安くなるという意味の中で、議員おっしゃられますように、当初はそういうふうな作りつけという、1つの建物に作りつけという部分で計画してあったものを、その部分を少しスペースを空けるという部分にとどめまして、一般的な市販に流通されている備品の家具とか、棚とか、またロッカー等で対応していくという部分で、そちらのほうは別途のほうの購入予算のほうで対応させていただいたというものでございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。

先ほど、コンクリート殻も含まれておったと。これは理解させていただいております。この中で、間違いはないだろうと思えますけれども、このコンクリート殻については、産業廃棄物ということは御存じだろうと思えます。これについて、排出をしていかなければならないということで、排出先のマニフェスト伝票とか、そういうものは提示をされておったのかなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前9時32分

再開 午前9時34分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

議員おっしゃられましたコンクリート殻等の処分につきまして、マニフェスト等、業者のほうに今確認をいたしまして、あります。今度、中間検査のほうさせていただくときに、しっかりと町のほう確認検査をして、マニフェストによる処分が適正にしてあることを確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。

今ほどの答弁、理解はさせていただきます。ただし、今言われたようなマニフェスト伝票、業者はそれについて、もちろん排出先から頂いておるだろうと思いますけれども、もう既にその時点でですよ、もう工事が既に7月1日にもう完了して、みんなが見学まででしょうか、また今日は中まで見ようかというような状況の中で、確認とかそんなんやなしに、ありますねやという答えを出さなあかんね。私はそう思いますけど、もう以上で終わっておきますわ。分かりました。

○議長（森野 隆君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより議案第40号の討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に賛成討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第40号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

これより議案第41号の討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第41号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

これより議案第42号の討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第42号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第5、議案第43号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。行革・DX推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） それでは、議案書の5ページのほうを御覧ください。

議案第43号 財産の取得につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

中段以降でございます。財産の取得につき議決を求めることについて、次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

1、取得の目的。令和6年度愛荘町情報系端末等物品購入。

2、取得の方法。随意契約。

3、取得の金額。1,407万4,500円。

4、取得の相手方。住所、滋賀県米原市米原西23番地。氏名、日本ソフト開発株式会社代表取締役、蒲生仙治。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 河村善一です。お尋ねします。

50台の購入ということで、1台当たり大体28万円前後になるかと思えます。この28万円ということで、一般的なパソコン購入から思うと高いのかなと思ったりもいたします。ただ、モバイルパソコン、モニターとか、購入されていく中についての28万円がどうであるのか、その内訳を教えてくださいということと、もう一つ、共同調達ということでもありますので、随分安い金額になっているのかなと思えますので、そこら辺についての内訳というか、経過というか、それを教えてくださいと思います。

○議長（森野 隆君） 行革・DX推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） ありがとうございます。今、御質問いただきました購入台数から契約金額、大体1台約28万円ほどということで、一般的に考えると少し高いのではないかというような御質問であったかなというふうに思いますが、今回、当町のほうで御購入させていただいている端末でございますけれども、一般家庭で御購入されるはるパソコン、PC、一般モデルと違いまして、ビジネスモデルということで購入をさせていただいている点。それから、購入に当たりましてはOfficeを導入をさせていただいているという点。それか

ら、5年間の保証をつけさせていただいている点。こういったところを踏まえての調達とさせていただいておりますので、確かに一般家庭で購入される感覚からいくと少し高いように思うかもしれませんが、1台当たりそれぐらいの価格になるというところでございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） もう1つ、今までのパソコン購入されていたことと、今回モニターをつけるというようなことであるので、今までの機械と今回の機械購入、設計内容は一緒なのか、あるいは随分便利になっているのか、そこら辺についてもちょっとどういう。それと、今後の購入、更新されていく計画についての方針を説明していただきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 行革・DX推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） ありがとうございます。

今回更新をさせていただきましたパソコンにつきましては、5年前、平成28年度に導入した機器の端末を更新をさせていただいております。当時の形からいきますと、机に据置きさせていただくデスクトップ型ではございましたけども、これからの行政の事務を効率化していくためにノートパソコン型にさせていただいているようなところ、この辺は利便性といいますか、その辺の向上も図らせていただいている機種を選定をさせていただいているというところでございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

モニターを50台全てセットでつけていく、その目的は一体何であったのか確認をしておきます。

○議長（森野 隆君） 行革・DX推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今回、モニターのほう、今議員おっしゃられました14インチのノートパソコンと23.8インチのモニターとワンセットで購入をさせていただいております。

モニター画面、ノートパソコン自体の画面のインチも小さいというのものもあるんですが、画面が2画面で作業のほうができたりとかというようなところの効率性もございますので、セットの購入でさせていただいているというところでございます。

○議長（森野 隆君） ほかに。4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 澤田です。

ビジネスモデルと普通の違いって何なんですか。

○議長（森野 隆君） 行革・DX推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） パソコンそのものの自体の機能のスペックというんですか、CPUという処理スピードであったりとか、そういったものが一般のものとビジネスモデルは違いがあるというところがございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 違いが。

○議長（森野 隆君） 行革・DX推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） すいません。

今、私の手元にそういった細かな書類はございませんので、先ほど申しあげましたこのスペックの違いというところで、処理スピードが違うとかというところの数字的なことというのをちょっと今ここで答えさせていただくことはできません。申し訳ございません。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

さっき、モニターを全ての更新において50台の更新、全てにモニターをつけるということになっているわけで、これはなぜモニターかというのを聞いたかは、秦荘庁舎に相談に行かれた方が直接担当課につなげるという、そういうことも含めてこれモニターを設置するのとか、そういう何か目的があって、今、2画面とか言い方をしたんだけど、要するにサービス向上を目的とか、そういうことも含めているのかどうかと思ったので。確かに、秦荘庁舎のほうは個室の対応、当然周りが見えない。担当課は多少見えてもいいということでのモニター対応をするかなという、ちょっとそういう意図があって質疑をしています。

○議長（森野 隆君） 推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今、私、御答弁させていただきました大きいモニターがつけさせていただいているということにつきましては、作業工程上、ノートパソコンの画面と大きいモニターとの2画面で作業

ができたりとかという効率性のことをお話しさせていただきました。

議員おっしゃっていただきましたような現在の秦荘支所と愛知川庁舎のほうとでやり取りをさせていただき、いわゆるZ o o m的なP Cにつきましては、それはそれで用意をそれぞれ持たせていただいておりますので、今後、そういった形でのZ o o m会議にも使えますし、両庁舎間でのやり取りというのもできるようになって、備えております。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第43号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第6、議案第44号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 議案書の6ページをお願いいたします。6ページでございます。

議案第44号 損害賠償の額を定めることについて。

上記の議案を提出させていただきます。

損害賠償の額を定めることについて、損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございま

す。

1、相手方。住所、氏名は記載のとおりでございます。

2、事故の概要。令和6年6月6日木曜、15時頃、集落内の道で公用車を切り返そうとしたところ、相手方家屋の雨樋に公用車の後部が衝突し、雨樋を固定する金具及び管に損傷を生じたものでございます。

3、損害賠償金。1万2,870円でございます。

誠に申し訳ございませんでした。以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第44号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第7、議案第45号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書の1ページをお願いをいたします。1ページでございます。

議案第45号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,693万

8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8,083万円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、2ページのほうをお願いをいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部でございますけれども、順次説明をさせていただきます。14款国庫支出金1項国庫負担金、補正予算額が61万円の追加。15款県支出金1項県負担金90万9,000円の追加。18款繰入金2項基金繰入金、補正予算額966万円の追加。20款諸収入5項雑入、補正額が575万9,000円の追加。歳入合計といたしまして、補正予算額が1,693万8,000円の追加となっております。

続きまして、3ページをお願いをいたします。

歳出の部でございます。2款総務費1項総務管理費、補正予算額が122万円の追加。3款民生費1項社会福祉費125万8,000円の追加。2項児童福祉費30万1,000円の追加。4款衛生費1項保健衛生費168万5,000円の追加。6款農林水産業費1項農業費58万1,000円の追加。7款商工費1項商工費525万2,000円の追加。8款土木費5項住宅費118万3,000円の追加。10款教育費6項保健体育費545万8,000円の追加。歳出合計といたしまして、補正予算額が1,693万8,000円の追加となっておりまして、補正後の予算額といたしまして113億8,083万円となっております。

続きまして、4ページをお願いをいたします。

第2表 債務負担行為補正。1、追加。事項が給食センター厨房機器更新事業といたしまして、期間が令和6年度から令和9年度まで、限度額が5億4,000万円を計上をさせていただいております。あと、5ページから9ページにつきましては、事項別明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくをお願いをいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番、村西

作雄君。

○5番（村西作雄君） 5番、村西作雄です。

1点お聞きしたいと思います。議案書の8ページの上段です。自治振興費の地域の未来づくり支援事業補助、122万円でありますけれども、今後のこの補助事業の方針についてお聞きしておきたいと思います。

昨日の全協で、4月のひょう被害の自治会の施設に対して補助をするのだということをお聞きしました。それはその公民館等の建物共済に加入している、加入していないにかかわらず、保険部分で来るお金を除いた額の3分の1補助で、30万の補助が限度だということでありました。

本件は、平成30年の台風であちこちの自治会の施設が被害を受けた際に、補助金交付ということで、私はそのときにも問題を指摘をしてきました。すなわち、自治会の力で100%下りる補助で修理をされた場合は、町の補助金はゼロ、出さなくていい。7割の共済しか入ってこない建物については、その3割の3分の1を補助する。あるいは、全く保険をかけていない自治会の施設については、要った額の全額の3分の1を補助する。

これは自治会に対する補助については、おかしいのではないかなというような疑問をさせてもらった経緯があるわけですが、その後、十分な検討もなく、また、補助金交付要綱も継ぎはぎだらけで、昨日のお話を聞いていますと、よいところ取りの解釈で交付されようとしているのではないかなというふうに感じました。

町からの補助金交付は、どの自治会にも公平、平等であるべきだと私は考えています。また、町長は農産物のひょう被害に関しては2年間で補助を打ち切った収入保険があるからということで、農家支援に耳を貸さないということもさきの議会で明らかになりました。町政運営に、私は一貫性がないように思います。今後も、災害時の自治会施設の補助については今回の予算で見えています、122万円の予算で見えていますこうした考え方、さきに言いました保険の加入のある、なしにかかわらず、保険の加入されているところは一銭も補助できない、しない。そして全然保険に入っていない施設については100%の額で3分の1の補助をするということが続けていこうとされるのか。あるいは、自治会が入る保険料、建物共済の保険料に補助をしていくというふうにしていくとか、あるいは公平な補助にかじを切ろうとされているのか。9月議会までにその方針を示し、要綱の再整備を求めたいと思いますが、町長の今の考えを

お聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど御質問いただきました件、昨日の全員協議会においても御質問を頂き、また御答弁もさせていただいております。ちょっと不足の部分もございまして、担当課から関係の部分、御答弁を申し上げたいというふうに存じます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 御質問ありがとうございます。

全員協議会のほうでも御意見のほう賜りまして、そういった中で、要綱の整備につきましても、改めて再度整理をさせていただきたいというところがございます。

また、自治会への補助金に対する見直しと申しますか、そこにつきましては、おっしゃるとおり自治会負担がどうであるのかというところは非常に大事な部分になるかというふうに考えております。

これにつきましては、自治会の状況であったりとか、おっしゃられる公平性であったりとか、そういった部分につきまして、また改めてその自治会様、区長様であったりの御意見を聞かせていただいた上で、この制度の充実というものを図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） そんなら、ちょっと政策監にお聞きしますが、今のこの交付要綱に基づく交付が、本当にどの自治会に対しても公平、平等である事業だ、補助施策だというふうにお考えでしょうか。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） この自治体施策と申しますのは、もちろん合併前からござ

いました。合併後も新たな形で進んできたわけですが、やはり制度というのは、その時点から大きくは変わっていない状況でございます。やはり、その地域の状況につきましては、少子高齢化が進んでいるといったこと、またコロナ禍があったりとか、そういったことで非常にその地域の状況も20年前と変わってきている状況だというふうに感じております。

そういった中で、やはり一律的なその制度というものは、ほかの部分を含めてです

けれども、見直す必要があるというふうには考えております。これが実情に沿っているかどうかという部分につきましては、やはりその検証も必要になってくるかというふうに考えておりますので、答えにはならないかも知れないんですけれども、100%その地域の実情に沿ったものかと言われますと、そのようには、100%というまでは至っていないというところはあるかというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 村西です。

ですから、政策監も全く間違っているということはなかなか言えないと思うんですけど、やっぱり心の片隅でちょっとおかしいなというふうには思っているんですけど、やっぱり災害はいつ起こるか分からない。今度10月、台風に起こるかも知れない、そういった場合に備えて、できるだけ早く内部協議いただいて、要綱の整備、そして9月議会でこういう方針で今後はやっていきますというような協議を私ら議会にさせていただくというのが必要かなというふうに思っているんですけど、町長いかがでしょうか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど西川政策監からも御答弁を申し上げましたけれども、制度は昨日も村西議員からも御質問いただいておりますし、それに対しましても、要綱の在り方も含めて改めて再検討、再確認をしていくということでも御答弁を申し上げておりますので、改めて議会の皆様にもこのような方向ということが考え得るんじゃないかなということでは共有をさせていただいて、また改めてもんでいければというふうに考えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。

9ページの観光費のところなんですけども、商工費の目観光費、節の役務費、委託料になりますが、日本生命の土地を買い上げるための必要な費用ということを説明をお聞きしているんですけれども、ここまでに至った経過について、何年何月にどうだったということのような詳しい説明を求めます。また、これをどのように活用していくのかについて説明を求めます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） この土地に関する町の対応といいますか、町がどのようにしていくかというところ辺の経過といいますか、これはここの中山道の活性化につきましては、合併前から議論されていたところでございます。

瀧議員御質問の部分は、直近の動きというところになるのかなというふうに思うんですけども、この件につきましては、全員協議会でも御説明させていただきましたとおり、その建物が、要は登記が動くというところ辺で、地元の観光協会のほうからも御意見を頂いたところで、そこからやはり観光協会から御意見を頂いて、こちらのほうから所有者である不動産事業者のほうに、今、どういった状況であるかという現状確認をした上で、今回の補正予算という形になったものでございます。

あともう1点、今後の利用につきましては、これまでの中山道でのふれあい本陣であつたりとか、近江銀行であつたりとか、そういったところの活用状況も含めた中で、ふれあい本陣を訪れた方、また町民が交流できる憩いの場として、様々な可能性というものが考えられるというふうに思っております。そういった中で、土地について意見やまたニーズというものを取り込みながら、もちろんその町の発展に寄与するという部分で交流ゾーンをつくり上げていくというところを考えているという状況でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 昨日の全協の説明では、何年か前からこういう構想があつたようにもお聞きしておりますけれども、初めて議会に出されたのが、先日、6月13日の総務産業建設常任委員会的时候でした。それは指定管理のことについてしゃべって、街道交流館のときに、そのときに付属して説明が出されたというように捉えられるぐらいの簡単な説明で、詳しい説明もありませんでした。そして、全議員の前で話されたのは昨日の全員協議会であつたかと思えます。

議案の説明として出されたわけですが、何もかも議案審議の前日に初めて出されたということで、その話の中では、以前から、今もありましたけれども、以前から話があつたということが分かりましたけれども、議会には昨日出されました。やはりこういうやり方というのは本当に無謀なものだと、議会に対しては、やっぱり議会を軽視しているというようなことも思いますし、前もっての時間をかけての説明もな

いし、協議する時間も与えられなかったということに対しては、私は今までのほかの事項で、本当に議員が声を大にして、議会と行政が車の両輪としてやっていくために、議会に本当に相談をして、密にしていってほしいということを声を大にして議会に言ってきたのにもかかわらず、やはりそれが生かされていないというように捉えられました、私は。やっぱりこういうことは、もっと議会と行政は密に協議をしていただきたいということで、もうこのことについては本当に厳しく批判させていただきます。

これについての見解も求めたいと思いますし、先ほどの答弁でいきましたが、全体の街道交流館自体を絡めての全体の活用方法というのは、全くまだ進んでない状態ですし、結局、買収してこれからやっていくということで、やっぱりもっと計画と展望を示していただきたい、漠然とした話ではなくて、計画と展望を示していただきたいと思えます。

その2つについて答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 非常に時間のないといえますか、短い時間の中で議会へ御提案させていただいたところでございますが、ここの部分につきましては、やはり建物の所有者のほうの意向といえますか、やはり市場に流通させて、その活用を図っていくという本来の事業者様の目的というのがございます。

やはり、そのスケジュール感というのも非常に速いものがございました。そういった中で、あの建物につきましては7月1日に解体するというような貼り紙がある中で、事業者様もすぐに次の事業に乗せていかれるというような、非常に時間がない中での決断といえますか、方向性を示していくという状況にありました。

そういった中で、以前から言われます本陣のあった場所というところは、非常に地域の方からも、また町民の方からも重要な場所であるというお話を聞いておりました。町としても、その土地に関しましては、有効活用ができるものというふうを考えておったわけですが、なかなかその交渉に至らなかったというところでした。

それが今回、地元の観光協会様の協力もあってこのように動き出したという中で、この機会を逃せば、あそこの土地につきましては、全く町といえますか、町のために活用できるようなものでなくなるというのは明らかな状況でございます。そういった中で、非常に短い期間の中で、議員の皆様にも現状であったりとか今後のことを説明を

させていただいているというところでございます。

あともう1点、その活用につきましてでございますけれども、やはり国の財源等を使っていくという形になるかと思えます。そういった中で、国の財源に適用した事業と、また町民、また中山道であったりとか町が目指しますウォークブルといったその方向性に沿った活用というものを検討していく必要がございます。

今、具体的な案は何かというところでございますが、その利用に関しては、取得した後に、引き続き皆様とともに検討を進めていきたいというふうに考えておる次第でございます。あそこの地理的な状況であったりとか、今の施設の活用状況からして、一体的にやはりその有効に活用できる方法というのは、非常に可能性が高いというふうに感じておりますし、そういった中で様々な意見を聞きつつ、有効に使っていききたいというふうに考えるところでございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 澤田です。

この町有建物災害共済保険というのは、全ての町有建物に入っておられるのか。

それと、この保険の種類、それで保険の大体で結構ですけど、保険の総額って大体幾らぐらい、大体掛け捨てとかあると思うんですけど、保険の総額、全ての。町の建物全部入っているのか、これのどういう種類の保険に入っているのか、あと保険の大体の金額、どれぐらい。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

町の建物全てという部分ではないんですけども、ほぼ保険のほうに入っておって、こういう災害時のほうは保険適用で修繕等をしておるという状況でございます。そしてまた保険のほうは掛け捨て型というか、年払いの部分で払っておるということで、すみません。年幾らその全てで払っているかという部分はちょっと手持ち資料がないので、申し訳ございません。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 先ほどの瀧議員の質問に関連するかとは思いますが、町は早くから中山道の活性化については必要であるという認識を持っておられたと述べられておりました。私も、この本陣跡については何が何でも確保すべきものであるという認識は持っております。その中でお尋ねします。先ほど、政策監は建物の登記

を取得するためにおっしゃいましたけども、建物についても取得できるんですか。

それともう1つ、日本生命がここから撤退をして新しいところに行かれるということは、既に2年前から情報をつかんでおられて、接触をされたという具合に聞いております。それから随分たちますが、議会への報告もありませんし、積極的な動きは私は感じられません。本当にここがぜひとも重要であるという認識があれば、議会と執行部が一体となって、もともとの持ち主といたしますか、今現在は次々と渡って業者の手に渡っていますので流通的な商品になっておりますが、商品になる前に手を打つことはできたと思います。

本当に中山道の活性化のためという思いがあったのか、観光協会の一役員から聞いて、初めて売りに出されているということを知って、そこから動き出したから、このように拙速な判断をしていかなきゃならない状況になったのではないか。それでもこういう手はずになってきたということについては、幸いといたしますか、おかげだと思えますけども、その辺についてやはりきちっとしたアンテナを張って対応していればこういうことにならなかったと思うんですが、その辺についてお尋ねします。

1つは明確に、建物の所有権が移るための補償調査費用として上げる、建物が移らないのに補償調査は当然要りませんわね、その辺についても含めてお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） まず、1つ目でございます。確かに私、先ほどの答弁で土地と建物の取得と言いましたが、申し訳ございません。土地の取得と建物補償と言うべきところでございます。その補償に係る費用に関して今回補正を行うものでございます。

あともう1点でございますが、2年前にという、日本生命様が移転される際にというところでございますが、町のほうからも職員のほうが出向き、その状況につきまして御協議をさせていただいたということは聞いております。やはりなかなか日本生命様のほうにつきましても、その会社のほうの事情の中での取引ということでございますので、あまり町のほうも入れない部分があったというふうに聞いております。

ただ、そういった中ではございますけれども、一体整備という中では非常に重要な箇所であるという認識は常にあったというところでございます。これまでにあまり動きがなかった中で、議会への報告というものが無いというところもおっしゃるとおり

かもわからないんですけども、町全体のウォークブルであったりとか、中山道の活性化という構想の中では、一体整備というところで町が着手できれば、そこにも着手をしていきたいという思いはあったというところでございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 常に重要な場所であるという認識があるのであれば、観光協会の役員さんが申し出られる前にそのことは気がついて進めるべきであったという具合に思っております。それは、気がなかったから気がつかなかったのではないんですか。

それともう1つ、建物は買わないけども、建物の補償の算定をするための費用である。四百何十万、これは大変大きな金額でありますので、評価をする金額とはとても思えませんし、相手さんは、更地、建物を取り壊してでないと売らないとおっしゃっているという具合に聞いておりますので、それに町が、建物の取壊し分も含めて土地代に加算された金額であるというのであれば、私は理解できますけども、建物の補償、解体費を含めて、補償の策定にこのような多額の費用がかかるということは理解できませんが、その辺の理論的な説明をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 今現在、所有する事業者のほうで、売却予定先のほうが一定事業計画に基づいて進めるという話で、今7月1日から取壊しの予定やったというところございました。

今現在、町が購入を申し出たという現状の中で取壊しのほうは行われないと、今すぐ取壊しは行われないと、その現状の建物、土地が町として建物については補償の部分、現状建っておるというところで建物の補償という部分、それと土地については購入というところで、今回建物の補償算定を行うというところでございます。

○議長（森野 隆君） ほかに。久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 関連してるんですけども、結構残念なことを先ほどおっしゃられて、まだビジョンがないというような言い方をされたんですけども、いい土地でもありますし、66番宿場町の通りでもあります。きれいな冊子も出来上がっていました。

その中で、あの土地は本陣もありますので、土地利用としては大切な土地なので、

購入のほうも考えていかはるのも十分分かるんですけども、これだけいろいろ冊子もつくってやられている中で、ビジョンがないというのは、そんな土地買っていいんでしょうか。土地を購入することじゃ別に思わないんですけど、ビジョンがないのを買っていいものなのかというところでちょっと疑問がありますので、ちょっとそこをお答えください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 要は購入後、どういうように活用していくかということになると思いますが、もちろんビジョンにつきましては、今の地方創生の始まる前から社会資本整備、どういった事業メニューを活用しまして、例えば中山道のカラー舗装であったりとか、街灯の統一化をするといったこと、そういったところを含め、かつてから中山道の活性化というのは進めておったところでございます。

もちろん、部分的に跡地の利用に関して考える必要ももちろんございますし、先ほどから申し上げておりますその一体的な整備というところを考えますと、やはり本陣だけでなく、中山道を訪れる方、またウォークブルゾーンとして駅前から本陣まで、また庁舎周辺といったところも含めて、そういったところからどのように人を呼び込むかということも含めた、要は使い方、具体的な使い方に関しては、その状況を見ながら考えていく必要があるというところ。また、今のふれあい本陣も、一定今の旧の日本生命の建物側には出られないというところもございます。そういったところで、施設の融通性といったものも可能性も含めて検討していくというところがございます。

構想といたしましては、広く言えば町全体、またウォークブルゾーン、また中山道といったところのゾーニングと申しますか、そのエリアでのビジョンと申しますか、考え方に関しましては、これまでもいろいろと議論、御説明させていただいたところでもございます。

○議長（森野 隆君） 久保田正利君。

○1番（久保田正利君） そのような言葉は何回も何回も私は聞いているんですけども、一向に進んでないように思われるので、今質問をさせていただきました、改めて。生きたお金、生きた土地にさせていただきたいなという思いがあります。なので、そういう意味では、前に進んでいっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。

この補正予算に関する質疑といいますか、議会側としては、非常に執行部の説明、そういう提案における説明責任をかなり求めているという感じで、執行部のほうが受け止めていただきたいなというふうに思います。そういう観点から、私はこの補正予算で提案されている債務負担行為について、姿勢といいますか、そういうところをお聞きしておきます。

債務負担行為は、給食センターの厨房機器の更新と。この更新に際して、令和9年度まで工期として見ていると。その工期における予算が5億4,000万円の財源担保が必要だということで、債務負担行為を提案されています。これに対して、教育民生常任委員会が集中審議の場を設けていただいて、執行部と協議を行うということを行いました。こうした中で、答弁で、入札における手法として、一般競争入札、もしくは公募型のプロポーザルというものを説明をいただいています。しかし、こうした厨房機器の更新においては、その両方の入札方式を取ってもメリット、デメリットがあるので、プロポーザルを実施して業者を選定していきたいということも説明もありました。

こうした質疑の中で、現在関わっておる業者が有利であるという、落札というか入札、プロポーザルにおいても、実績もあるという、そうした答弁がされています。それ自体が大きな問題になってくるわけで、改めて5億4,000万を担保にしていくわけですから、その業者を選定するわけですから、入札に対するその考え方、公平性、そういうものを改めてどのように考え、臨んでいこうとしているのかをお尋ねしておきます。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） お答えをいたします。

教育民生常任委員会の中でも少しお話もさせていただいているところでございますけれども、それぞれ入札方式につきましてはメリット、デメリットがあるということは存じ上げているところでございます。

その中で、町としましては、やはり給食を安全安心かつ安定的に供給をさせていただくというところがまずもって大事なところであるというところもございます。また、

いろいろな知見をお持ちいただいている業者から、確かに従前導入されたところが、当然いろんなことは御存じであるということはあるんですが、様々な知見をお持ちの業者さんというのも多数ございますので、そうした業者の方からの御意見も、提案も頂きながら、衛生管理であるとか、調理能力であるとか、作業効率であるとか、環境への配慮、あるいは経済的な観点というようなところから総合的に判断をさせていただいて、いろいろな業者様に応札といいますか、応募いただくというようなところで考えているところがございますので、決して金額だけで判断をするというものではなく、様々な御提案を頂きながら総合的に判断をさせていただくという観点におきましては、特定の業者だけが入れるというようなことはないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第45号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（森野 隆君） お諮りします。ただいま議提4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議提第8号～議提第10号の上程、説明、決定

○議長（森野 隆君） 追加日程第1、議提第8号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第3、議提第10号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査をしたい旨の申出がありました。閉会中に継続調査に付すことに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議提第8号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第9号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第10号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

◎議提第11号の上程、説明、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第4、議提第11号 議員派遣について議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議提第11号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（森野 隆君） これで、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（森野 隆君） 町長、閉会の挨拶、お願いします。町長。

○町長（有村国知君） 令和6年6月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今議会に提案させていただきました案件は、報告案件1件、承認案件2件、条例案

件1件、契約議決案件4件、財産取得案件1件、損害賠償案件1件、補正予算案件4件の計14件でございました。慎重審議の上、全ての議案につき御議決を頂き、誠にありがとうございました。本日、お認めを頂きました議案第35号の町消防団条例の一部を改正する条例については、今後において発生が予想されている南海トラフ巨大地震をはじめ、長時間の局地的な豪雨、大型化する台風などの災害に際して、消防団の存在や役割が重要となる中、今回、機能別消防団員の導入により、地域防災力の強化を図ってまいりたいと存じます。

次に、議決いただきました一般会計補正予算（第2号）に計上させていただいた新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置として、令和6年度に新たに低所得となる世帯への10万円、及びその世帯の子供1人当たり5万円の給付のほか、定額減税を十分に受けられない方への補足給付金の支給を早期に進めてまいります。

物価高の中、対象となられる低所得者の方々の生活を守るとともに、定額減税と併せて実施となる補足給付により、御家庭の家計をお支えし、少しでも経済的な負担が軽減され、安心して暮らしていただけるよう、迅速に事務を進めてまいります。

次に、御承認を頂きました町役場庁舎等リニューアル工事の変更契約でございますが、引き続き、工事工程等に注意を払いながら取り組んでまいります。現在、新保健センターと庁舎別館を7月1日から開所し、その翌週には愛知川庁舎にある人権政策課を3階から2階へ、経営戦略課を2階から1階へ移動する予定で準備を進めております。

また、9月には秦荘庁舎にある教育委員会や産業建設部門の各課が愛知川庁舎に移動し、愛知川庁舎を本庁舎、秦荘庁舎を支所として運用いたします。工事期間中、来庁いただく住民の皆様方には御不便をおかけしておりますが、安全を第一に工事を進めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

今後とも、議員の皆様をはじめ、住民の皆様には、町の発展に向けて一層のお力添えをお願いいたしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） これをもって、令和6年6月愛荘町議会定例会を閉じます。大変御苦勞さまでした。

閉会 午前10時40分

上記会議の次第は事務局長 森 まゆみの記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 9 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 10 番